

令和6年度 第2回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和7年3月6日
東京都保健医療局

(午前9時55分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 少し定刻より早いのですが、皆さんおそろいになりましたので、これから始めさせていただきます。

令和6年度第2回東京都動物由来感染症検討会を開催いたします。

委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、環境保健衛生課動物愛護推進担当の難本と申します。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議についてご案内いたします。本日は対面及びマイクロソフト Teamsによるウェブ併用開催となっております。高藤委員と村上委員につきましてはウェブでご出席をいただいております。

続きまして、資料等の確認をいたします。あらかじめ本日の資料はメールでお送りしております。また、対面の方につきましてはお手元に議事次第と委員名簿、座席表、そして、参考資料3として、人と動物との共通感染症概要版のリーフレットをお配りしております。そのほかの資料や参考資料につきましては、ペーパーレスの取組推進のため、机上のタブレット端末に入れております。また、本日使用する資料については既に端末に表示をしております。

端末ですが、画面を右にスワイプすると次のページを表示することができます。戻るときは左にスワイプをしてください。

また、画面の左上の戻るボタンを押していただければ、過去2年分の検討会の資料を閲覧できますので、適宜ご参考にしていただければと思います。本日の資料はファイル名が統合版となっておりますので、戻るときはそちらを選んでいただければと思います。不足等はございませんでしょうか。

次に、ウェブ出席の委員におかれましては、マイクは原則オフにいただき、ご発言いただく際には挙手をしていただいて、マイクを再度オンにして、ご発言を願います。またカメラはオンのままにいただければと思います。

それでは、以降の議事進行につきましては、貞升座長にお願いいたします。

○貞升座長 座長を仰せつかりました健康安全研究センターの貞升でございます。本日はよろしくお願い致します。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について再度、事務局からご説明をよろしくお願い致します。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、ご説明いたします。

本検討会は原則公開となっております。また資料及び、議事録についても公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきください。この会議についてはホームページにて会議の案内を告知させていただいております。

なお、本日傍聴される方はいらっしゃいません。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題1、令和6年度動物由来感染症調査実施結果（中間報告）について、1から4までの事項について事務局からの報告を受け、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局から調査結果についてご説明をお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、資料に沿って説明いたします。

令和6年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果について説明させていただきます。資料は資料1-1と資料1-2になります。

資料1-1が動物取扱業の販売、いわゆるペットショップにおける調査結果になります。

調査は7月から10月の間に都内で「販売」の登録を受けている第一種動物取扱業者のうち8施設を対象として、そこで販売されているうち犬50頭、猫30頭、合計80頭について病原体保有実態調査を行いました。内訳の詳細については資料をご覧くださいと思います。

検査項目と検査方法についてですが、まず飼養実態調査については、飼養状況についてペットショップの従業員から聞き取りを行っております。

次に、病原体保有状況調査ですが、検査項目・検査方法については表1にお示ししたとおりです。

5番の実施機関ですが、検体の検査につきましては健康安全研究センターをお願いしております。

6番の結果についてです。調査した8施設の飼養管理状況は、表2に示したとおりです。施設BとFの定期的なシャンプーの項目につきましては×となっておりますが、こちらについては汚れたら、もしくは状況に応じて実施すると聞き取りを行っております。

(2)の病原体保有状況調査ですが、まず表3が糞便検査の結果になります。陽性となった項目は表にあるとおり毒素原性大腸菌（ETEC）、病原血清型大腸菌（EPEC）、糞線虫、ジアルジアが検出されております。

続いて、被毛の検査結果です。表4のとおり犬で9検体、猫で4検体から皮膚糸状菌が検出されております。

次のページに進んでいただきまして、施設別の検査結果についてですが、表5には犬、表6には猫の施設別の検査結果をお示ししてあります。

表5犬の結果ですが、毒素原性大腸菌や病原血清型大腸菌、皮膚糸状菌、ジアルジアについては、C型とD型が検出をされております。また表6、猫の結果についてですが、猫の結果では病原血清型大腸菌と皮膚糸状菌、ジアルジアについてはA型とB型、F型が検出されております。

(3)の陽性個体への対応状況ですが、今、挙げたこれらの病原体が確認された各施設におきましては、動物愛護相談センターから口頭で必要に応じてかかりつけの獣医師に診察や治療などの相談を行うよう指導しております。

あわせて検出された細菌や寄生虫の特徴などを記載した文書も配付をしております。なお、再検査についても案内をしておりますが希望はございませんでした。

以上が資料1-1に関する説明です。

続いて、資料1-2を説明いたします。

こちらは、動物取扱業の種別(展示)における調査結果となります。

調査対象は動物園のふれあい展示に供されている動物のうち、過去の調査で病原体の検出率が高い反芻動物や豚などについての調査となっております。

今年度の調査対象は、動物園Aにおいてふれあい展示に供されているヤギ5頭の糞便を対象として調査を行っております。

調査結果や、検査項目、検査方法については資料に記載のとおりとなっております。

6番の実施機関ですが、こちらも健康安全研究センターに検査を依頼しております。

7番の結果についてです。表2-1のとおりヤギ5検体全てにおいて調査対象の病原体は分離されませんでした。

8番の調査結果への対応です。今回、全てのヤギで陰性となりましたので、治療や再検査などの対応はありませんでした。陽性結果が出た場合は、厚労省のガイドライン等に基づき対応を行う計画となっております。

続いて、9番の動物園において動物と接触する人に対する注意喚起について、ご説明をします。

今回は細菌検査が全て陰性でしたので、日常的に実施している注意喚起ですとか、施設の状況を確認しております。手洗いについては、小さな子供でも簡単に手洗いができるように踏み台が設置されていまして、液体石けんも十分な量が補充をされていまして。また、手洗い場には正しい手洗いの仕方を伝えるポスターが掲示されていることも確認をしております。

動物取扱業の調査については以上となります。

○貞升座長 資料1-1と資料1-2の説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明に関しまして、ご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

ジョルジアのA s s e m b l a g eの型について補足説明をしていただけるとありがたいのですが、恐らく人に感染するものと、そうでないものがあると思うのですが。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 犬に関しては、A s s e m b l a g eのCとDなので、犬特異的なものです。

猫のA s s e m b l a g e AとBに関しましては、人獣型のタイプということで結果が出ております。

○貞升座長 A、Bに関しては人獣共通感染症の可能性があるものだという事。同じようなタイプということですね。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 はい。

○貞升座長 先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

9番の動物と接触する人に関する注意喚起のところですが、このA動物園というのは答えられる範囲でいいのですが、東京都のどの辺りの動物園かというのと、あとこのポスターは、何年か前に東京都で作成したものかどうかというのを二つ教えていただきたいんですけども。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 場所については、あまり細かい情報はお伝えできないのですが、23区内の動物園となっております、今回初めて調査を行った動物園となっております。

ポスターについてなんですけれども、掲示されていたのは残念ながら私たちが作成したものではなく、区で同じ元のデータを使って作成したポスターを貼っていたのを確認しております。

○貞升座長 ありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。

どうぞ。高藤先生、よろしく申し上げます。

○高藤委員 東京都獣医師会の高藤です。

前にも質問させていただいたかもしれないんですけども、この除菌確認プログラムについて、今回、菌を保有する動物は認められなかったと思うんですが、これは症状がない動物に対しても、このプログラムの治療、除菌をすることがいいのかどうか気になるんですけども。

症状がなくても、この除菌確認プログラムを行うでよいのかどうか。その辺はどうなっていますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

個体を隔離できるような動物であれば、その動物については治療の対象外というふうにしております。ただ、飼養状況を確認して、やはり施設的に交差汚染ですとか、糞便を介した汚染の可能性があれば、全頭を対象として治療をする。人の危害を予防するのが一番だと思いますので、今回、こちらの事業では治療をしている方針になっております。

○高藤委員 分かりました。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

村上先生、どうぞ。

○村上委員 ありがとうございます。

犬で今回、糞線虫が出ていて、令和3年でも出ているんだなと思って見ていました。感染力の高いフィラリア型とかがあると思うんですけど、どんな状態だったか、参考ま

でに聞かせてもらえればありがたいです。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 鈴木です。

このAとHの施設から検出されている糞線虫に関しては遺伝子解析の結果、犬型の糞線虫ということが分かっております。

そのため、人からは検出されるタイプではないということになります。

○貞升座長 よろしいでしょうか。犬型ということで。

○村上委員 分かりました。ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

1点だけ。ETECとかの検出率というのは、健安研側からすると例年と比べてどうかというのは何かございますでしょうか。展示等の動物について。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 施設の割合としては例年より少し高いなという……。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

また、後ほど何かありましたら合わせてご質問いただければと思います。

それでは、次の飼養実態調査結果について、ご報告をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、資料2の令和6年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果をご覧ください。

モニタリング事業は、モニタリング調査とサンプリング調査の2本立てで構成されていまして、都内の動物病院のご協力をいただいて、あらかじめ指定した動物由来感染症の発生状況を把握、啓発などに活用することを目的としております。

2番に事業概要のフロー図がありますが、事業の一部は東京都獣医師会に委託して行っております。

また、検査につきましては民間の検査機関と必要に応じて健康安全研究センターで実施をしていただいております。

まず、モニタリング調査からご説明をいたします。実施期間などは資料のとおりです。調査対象も表のとおりですが、犬と猫で最後の1行が異なっておりまして、犬では犬ブルセラ症、猫ではトキソプラズマ症を対象としております。

調査方法ですが、東京都獣医師会に指定いただいた動物病院20病院における月ごとの診察頭数と感染していると診断した頭数の報告を受けるという方法で行っております。

次のページに移っていただいて、サンプリング調査ですが。実施期間は資料のとおりです。

調査対象及び検体数ですが、対象とする病原体が二つあります。一つ目が大腸菌で、こちらは病原体定点としている6病院において、飼い主から了承を得られた犬の糞便78検体、猫の糞便78検体、合計156検体を対象としています。

二つ目がSFVウイルスで、病原体定点6病院において、犬または猫の口腔スワブ

を3検体、計18検体を対象としました。

あわせて今年度から可能な範囲で外飼いの猫からの採取をお願いしています。調査対象とする病原体及び調査方法ですが、大腸菌は病原体定点の病院から検査機関に検査を依頼し、大腸菌が検出された場合は、健康安全研究センターに菌株を送付し、腸管出血性大腸菌と薬剤耐性大腸菌について検査を実施しています。

SFTSウイルスについては、健康安全研究センターに直接検体を送付し、検査を実施しています。

続きまして、検査結果になります。(1)のモニタリング調査ですが、本調査は年度末まで実施するため、今回お示ししているものは令和6年12月末日までの中間報告となります。

実施頭数と内訳は資料のとおりです。区部と多摩部とで分けて記載をしております。

次のページに進んでいただきまして、犬の診断状況についてですが、表1には内訳を記載しています。表の下に総計や、昨年度の12月時点の結果などを載せてあります。

先に今年度の総計ですが、陽性となった項目は皮膚糸状菌症、疥癬、回虫症、コリネバクテリウム症となっております。この中で皮膚糸状菌症と診断された頭数はここ数年、減少傾向にあるのが特徴になっているかなと考えております。

次のページに移っていただきまして、猫の診断状況の結果をお示ししております。猫で陽性となった項目は、皮膚糸状菌症と回虫症となっております。

猫では、犬とは反対に皮膚糸状菌症が現時点で昨年度の数とほぼ同じ数、診断をされております。回虫症は昨年度を超えておりますが、令和2年や令和3年については回虫症と診断された件数が30件を超えておりましたので、少なめの数字であるかなと考えております。

(2)のサンプリング調査ですが、こちらも12月末までの中間報告となっております。検体数や内訳は資料のとおりとなっております。表3が大腸菌の調査結果となっております。犬の統計の部分で調査した63検体中、50検体で大腸菌が分離されております。猫については44検体中、37検体で分離されております。検査機関で分離された大腸菌株について、健康安全研究センターで腸管出血性大腸菌のベロ毒素遺伝子の有無を確認するとともに、薬剤感受性試験も実施をしております。

腸管出血性大腸菌ですが、表4に記載しているとおりに検査した犬、猫の菌株いずれからもベロ毒素遺伝子は検出されていません。

次のページに移っていただきまして、薬剤耐性菌の検出状況です。犬については20株、猫については9株について薬剤耐性菌が検出されております。その結果を表5に示しております。表5は犬で検出されたものですが、詳細についてお示しをしたものです。

さらに次のページに進んでいただきますと、表6に猫で検出された9株の詳細をお示ししております。

なお、腸管出血性大腸菌と薬剤耐性菌の検出結果につきましては、ご協力いただいた

動物病院にそれぞれ採材していただいた検体分の結果のみですが、情報提供をしております。

その際に薬剤耐性菌が検出された場合の対応について、ご質問を病院から受けましたので、本日データでお配りしております参考資料5があるのですが、後ほど見ていただければと思います。農林水産省の「愛玩動物における抗菌薬の慎重使用の手引き－2020－」を基に、今回の検査結果を参考にして、抗菌薬の適切な選択や投与をお願いし、あわせて飼い主がペットと触れ合った後の手洗いについても動物病院から飼い主さんへ周知をお願いしております。

(3)は、SFTSウイルスの検査結果です。検査は犬4頭、猫14頭を対象に実施しております。このうち、屋外でも活動する猫は3頭という報告を受けております。検査結果は18検体全てで、SFTSウイルス遺伝子は検出されておられません。

以上が今年度の調査結果となっております。

○貞升座長 ありがとうございます。資料2のご説明でございました。

ただいまの事務局からのご説明に関しまして、ご質問はいかがでしょうか。委員の先生方、いかがでしょうか。

表1なんですけれども、コリネバクテリウム感染症に関しまして、ウルセランスかどうかは調査していないんです。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 3頭検出されたうち、1頭ウルセランスの確認を動物病院でしていただいております、その1頭についてはウルセランスではなかったと報告を受けております。

○貞升座長 ありがとうございます。

コリネバクテリウム・ウルセランスはジフテリアの毒素を持っているということがございまして、感染症の対象疾患ではないのですが、そういった問題があるということでございます。

もう一点よろしいですか。外飼いの猫を中心に検査をされたということですが、外飼いの猫では大体どれくらいいるとか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 外飼いの猫が3頭いたんですけれども、完全な外飼いではなくて、家の中と外を行き来するような猫が3頭、残りは全て室内飼いの猫ということで報告を受けております。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今回、トキソプラズマ症と犬ブルセラ症についてですが、トキソプラズマ症というのは、私が大学生のときには猫から取れるというのは一般的だったと思うんですけれども、最近の状況について御存知の方はいらっしゃいますでしょうか。

猫のトキソというのは、大体どうなのかなと。文献上では結構いるって言っているんですけど、情報をお持ちの方。

どうぞ。

- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 猫のトキソプラズマというのは糞便虫に排泄される期間というのが子猫の一時期と極めて短く、なかなか検出が難しいと思います。

最初の資料1で、私どもはこの調査を何年にもわたって実施しているのですが、トキソプラズマは検出されたことがないため、猫の感染状況についてはなかなか把握できていないのが現状だと思います。

- 貞升座長 ありがとうございます。

中村先生、どうぞ。

- 中村委員 トキソプラズマに関して、私もまとめのところで質問しようと思ったんですけど、鈴木先生がおっしゃったとおりトキソプラズマのオーシストが終宿主から排泄されることは一定期間なので、オーシストでの検査をやるのが、どれくらい意味があるんだろうとっていて、例えば猫のトキソプラズマの抗体検査に切り替えて、猫があんまり持っていないのであれば、猫の調査を続ける理由はあまりないかなと思うんですね。

逆に人への感染リスクというのは、猫からよりも中間宿主、要するに鶏肉だったりとかいろんな哺乳類が持っていて、いわゆる食品媒介性寄生虫にもなるんです。この委員会で扱うかどうかは別として、そういう鳥だったりとか食肉の検査に本来はシフトしたほうがいいんじゃないかなと。実態が把握できるのではないかと思います。

一方、人の調査も全くブラックボックスで、本当にどこの寄生虫学教室もやっていないとか、産婦人科の教室もリスクは発信しているが、実態調査というのは本当に分からない。その辺りもこの委員会は動物側からですけど、伝播する側の調査というのも本当は一緒にやらないと、全体像が見えないのかなと思いました。

- 貞升座長 ありがとうございます。すごいとても興味がございます。

ただ、実際、人のトキソプラズマの抗体キットもなかなか売っておらず、難しいというところがあります。多分、恐らく個人的な見解としてはないんだろうなとっています。猫もいつもかわいそうだなと思うところがあって質問させていただいた。

一方で、中村先生がおっしゃったように、鯨肉でトキソプラズマ症みたいなのがあったので、そういうふうに見ると診断的には重要ななとっていますのでご質問させていただきました。

委員の先生、ほかにいかがでしょうか。

高藤先生、どうぞ。

- 高藤委員 今のトキソプラズマについてなんですけど、僕は25年、小動物の臨床をやっているんですが、1件だけです。抗体で脳の神経症状を持った猫で診断しました。

先生方がおっしゃるとおりオーシストの排泄は、本当に短期間だけで、人間のほうにも猫がちょっと悪者になっているとか、猫のトキソプラズマ気をつけてみたいなど

ころが随分あるなど。僕の患者さんでも、妊婦さんが猫飼っていて大丈夫ですかみたい
に。もちろんリスクはゼロではないが、あまり猫、猫って言い過ぎるのもよくないのか
なと感じています。

オーシストで糞便から検出するのはかなり厳しいのかなと。この検査で本当に引っか
かってくるのかなというような気がしています。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

恐らく侵襲性の問題があつて糞便を使わざるを得ないと思うんですけども、こうい
った意味で昔からやっていることを積み重ねされることによって、猫が大丈夫という結
果になればいいかなということですよ。

もう一点いいでしょうか。SFTSもかなり陰性なんですけれども、この辺の人での
感染状況とか、報告状況とかいかがでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科長 長島です。

人のSFTS感染例は2019年と2022年に都内で報告されて、それ以降は報告
されていません。

いずれも都内感染例ではなく、他県で感染した症例です。

○貞升座長 人の症例も少ないし、犬猫でも出ていないというところでございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

また、後ほどでも構いませんので、では、次にまいりたいと思います。

次の調査について、ご報告をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、次に資料3、令和6年度動物愛護相談センタ
ー動物由来感染症調査結果をご覧ください。

こちらは城南島出張所長、藤澤より説明をいたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 令和6年度動物愛護相談センターにおける動物
由来感染症調査結果についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

1、犬と猫の寄生虫調査について。令和7年1月10日までに犬4頭（延べ検体数
4）、猫36頭（延べ検体数58）の直接法、浮遊法による糞便検査と犬4頭、猫9頭
の解剖検査による虫体確認を行いました。なお、動物愛護相談センターで虫卵及び虫体
の同定が困難な場合は、健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室に
同定の協力をお願いしております。

（4）結果です。糞便検査の結果、猫1頭から瓜実条虫が検出されました。そのほか
は検出されませんでした。

続きまして、解剖検査結果では全ての個体で虫体は検出されませんでした。

2、犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査についてご説明します。令
和7年1月10日までに犬及び猫の口腔拭い液、犬2頭、猫43頭を検体採取し、健康

安全研究センター微生物部ウイルス研究科においてリアルタイムPCR法による検査を行いました。全ての検体でSFTSウイルスは検出されませんでした。

3、犬と猫の寄生虫調査における過去の調査結果です。

過去に行った記録と比較するため、平成10年度から平成15年度、平成26年度から令和5年度に行っていた解剖検査による寄生虫調査結果をおよそ5年ごとに表にまとめたものをお示ししました。

犬猫共に陽性頭数パーセントには減少が見られました。

以上となります。

○貞升座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、質問はございますか。委員の皆様いかがでしょうか。

フィラリアというのは、ほぼ犬でも見ないというところなんですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 犬の検査対象頭数が減っているんですけども、最近ほとんど見ていないですね。

○貞升座長 R1とR5とあるんですけど、この間もないということですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 この間には出ていたと思います。記録を持ってきていないですが。1とか2とか少ない検出数でした。

○貞升座長 ありがとうございます。

昔はほぼ心臓の中にもいっぱい大きなのがいたのですが、今はあまりないということですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 そうですね。

○貞升座長 委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

また後ほどでも構いませんので、次に行きたいと思います。

次の調査結果についてご報告をよろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、資料4、令和6年度狂犬病調査結果をご覧ください。

今年度も厚労省の実施要領に基づきまして、都内の犬と野生動物を対象とした調査を実施しております。今年度は、犬についてはC群を4頭、野生動物についてはB群のタヌキを3頭検査しております。分類の詳細は資料をご確認ください。

2、調査実施機関ですが、犬については脳からの検体採取は動物愛護相談センターで行いまして、健康安全研究センターで遺伝子検査を行っております。

野生動物については、検体採取から遺伝子検査、抗原検査を健康安全研究センター、当課、動物愛護相談センターの3者で実施をしております。野生動物の検体は、環境局からの提供となっております。

3、調査結果ですが、表1のとおり。いずれも陰性となっております。

以上が本年度の結果でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問はございますでしょうか。委員の先生方、いかがでしょうか。

A群というのは、ほぼほぼ起きないですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本当に狂犬病を疑う事例が犬のA群、野生動物のA群になりますので、ほとんど起きないと思っております。

○貞升座長 B群もほぼないということですか。B群はたまにありますか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 犬の検体がほとんどないということ、狂犬病を疑うような行動異常というところまでは行かないものがほとんどだと思います。

○貞升座長 今回の検査結果に関しては厚労省か、農水省に報告されているということですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい、厚労省に報告いたします。

○貞升座長 ありがとうございます。

ご質問、コメントはいかがでしょうか。よろしいですか。

事務局は、ただいまの検討内容を踏まえまして、調査結果の取りまとめやホームページへの掲載等の対応をよろしくお願いします。

それでは、議題2の令和7年度動物由来感染症調査計画について、事務局からご説明をよろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 令和7年度の各事業についてご説明をします。

資料5をご覧ください。令和7年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画について説明をいたします。

最初のページは販売業と展示業についてまとめて記載しておりますが、別紙1で販売業、別紙2で展示業の詳細を記載しております。

では、別紙1をご覧ください。

販売業についてですが、来年度は今年度と同様の調査計画として経時的な変化を追える内容としております。2番の対象業者としては、都内の販売業者10から15施設程度。3番の対象動物及び検体は、犬猫の糞便と被毛。4番の検体数は、合計で80検体を予定しています。

実施期間や、検査項目、検査方法等は記載のとおりで、検査項目は来年度につきましては、今年度と同じ予定です。

10番の陽性検体検出時の対応をご覧ください。

検査で陽性が出た場合、事業者に対しては利用客への注意喚起ですとか、飼養施設の洗浄消毒、あるいは従業員の健康観察等を指導する予定です。

動物につきましても、動物病院への受診を指示するとともに、再検査についても希望があれば、東京都で行うことを案内する予定です。指導の際には必要に応じて健康安全研究センターから細菌などの病原性などについてご助言をいただきながら指導を行いた

いと思っております。

次のページに移っていただきまして、検査結果の取扱いについてです。検討会の場で報告をするとともにリーフレットやホームページなどを利用して、動物取扱業者に対する情報提供を行う予定となっております。

別紙2の展示業についてですが、2番の調査対象施設につきましては、こちらも令和6年度同様、ふれあい展示を行っている動物園などから1施設を選んで調査を実施する予定です。

実施期間及び規模につきましてはご覧のとおりとなっております。

次のページに移っていただきまして、検査項目や、検査方法につきましても令和6年度と同様の予定です。

9番の陽性検体検出時の対応としましては、先ほどご紹介しましたガイドラインに基づき動物の治療や、施設の消毒、ポスター等による利用者に対する手洗いの注意喚起などについて指導、助言をする予定となっております。

動物取扱業に関する説明は以上となります。

連続して資料6に移らせていただきます。令和7年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画についてご説明をいたします。

こちらも引き続き、モニタリング調査とサンプリング調査の2本立てで実施をする予定です。モニタリング調査の対象は、今年度と同様の予定となっております。

次のページに移っていただきまして、サンプリング調査は同様に大腸菌、SFTSの調査を行います。検査対象のSFTSですが、来年度も各動物病院へは可能な範囲で外飼いの猫を対象とする旨をお願いする予定となっております。

期間としては、9月から11月まで各病院で1か月に1検体ずつ検査をして、18検体という流れになっております。

なお、来年度の調査規模については、今年度と同様の規模で実施予定ではありますが、検査費用などについて物価高騰の影響などが懸念されておりますので、今後、来年度、再来年度か分かりませんが、規模や対象に変化が出てくる可能性はあるかなと考えております。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。資料5並びに資料6の説明でございました。

来年度も今年度と同じ規模でやりたいところではあるんですが、一部の検査手数料が上がっているので頑張りますけども、件数はどうなるか分からないというところでしょうか。

いかがでしょうか。ご質問、コメントございますでしょうか。

鈴木先生、どうぞ。

○鈴木委員 資料6でモニタリング調査とサンプリング調査と分かれているんですけども、SFTSを今現在はサンプリング調査で行っておりますが、東京都で実際には、基本的

には発生していない、少なくとも発生が把握されていない状況だと思います。

このSFTSもモニタリング調査で行う案というか、考えというのではないのでしょうか。有症状のものを捕まえるというのが重要なところがあるので、その辺りいかがかなと思いました。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

モニタリング調査については、動物病院で通常の診察の範囲で検査をしていただいている結果を報告していただいている形です。通常の検査でSFTSを動物病院で検査されていることは多いのでしょうか。

高藤先生のほうがお詳しいかなと。

○高藤委員 基本的にSFTSの検査というのは、今、千葉県でも人で発症があったので、東京でいつ起こっても、出てもおかしくないような状況だとは思いますが。

一般の診療でSFTSを疑ったとしても、検査を出すのにいろいろ厳密な梱包をしないといけないだとか、そういうことがあるので、なかなか検査に出そうということはしていないのが現状。

例えば症状がある猫のサンプルを送って下さいというと、獣医師にすごくリスクがある。疑う猫の口腔スワブを取って下さいというのは非常に危険なので、なかなか言いにくいというのもあるのかなとは思いますが。

○貞升座長 とても貴重なご意見ありがとうございます。

犬は置いておいて、猫で症状が厳しい場合には、恐らく本庁マターの積極的疫学調査という別の枠が多分、動くと思うので、その活用も相談によったら可能かなと思うんですけども。ただ、一般的に手広くスクリーニングするのが難しい状況です。

ただ、鈴木先生がおっしゃるのは症状が出た時を考えると、この事業等を含めながら今までないんですけど、恐らくそれは可能というか、活用スコアが見えるかなと思うんです。

その辺はいかがでしょうか。もちろん獣医師さんの安全も含めてだと思うんですけども。恐らく、今まで例がないので。

ただここ数年前から動物病院でのサンプリングにSFTSが入ってきた状況がございますので、恐らくその辺は要相談しながらという形になるかなと思うんですけど。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 採材というか、検査に出す前に一報を私たちのほうに入れていただくような形で案内しています。

○動物愛護管理専門課長 スキームは今までどおりの中でやらざるを得ないところもあるかと思えます。

○貞升座長 恐らく感染症対策部マターで、まず患者さんが出て、患者さんが感染しているのがそうすると猫だよという可能性があるかなと。

○動物愛護管理専門課長 それは多分、保健所と連携した積極的疫学調査として別のラインで動くかと。

○貞升座長 恐らく、皆さん気にされているので大丈夫かなと。

○鈴木委員 ありがとうございます。高藤委員の貴重な話もあり、そういう状況というのは理解しました。

積極的に捕まえにいくということと、調査というふうに切り分けたときの違いがあるということも理解しました。

あと一つだけ。今の話のつながりで私の個人的な関心もあってなのですが、モニタリング調査で幾つかの疾患の陽性数が挙がっているんですけど、例えば犬ブルセラ症は今年もゼロですし、昨年度もゼロだったかと思うんですけど、実際さっきのSFTSの話にもかかりますが、ブルセラは実際、検査自体はどれくらいされているのかもちょっと関心のあるところで。

ゼロなのは幾つも検査しているけど、ゼロなのか。そもそも、検査自体がほとんどされていないのかというのは、その数字を出すのはちょっと難しいのかもしれないんですけど、一般的な話としても、個人的な業務の関係としても関心のあるところです。

そういうのは、基本的に管理が難しいというか、検査会社の管理になってしまうという感じですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 あくまでモニタリングについては、動物病院さんの受診にお任せしている、診察の結果だけをいただくような形になっていますので、日々の診断でどの程度疑っているのかという情報までは把握はしていないところです。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

中村先生、どうぞ。

○中村委員 SFTSに関連して高藤先生に教えていただきたいんですが、ダニに食われていた犬とか猫もSFTS感染するんですよね。

動物病院にSFTSを疑う動物がいるとなると、検査のハードルももちろん高いでしょうけど、ダニをくっつけて、獣医師さんのところに来る動物はどのくらいいるんですか。

○高藤委員 地域によって異なると思います。東京都でも僕は町田市で区内ではないので、外飼いの犬や猫も多いので、比較的というか、最近は少なくなってきましたがすごく珍しくはないです。ただ、具体的には特に夏場ですけど、月に1件だとか、2件だとかというレベルです。

ただ、都内というか23区の獣医師に聞くとほとんど見ないよと。予防もほぼ徹底されているし、外飼いというのも少ないので、ほぼ見ないよと。

僕も経験するのは、山に行く犬ですね。猫というのはグルーミングするので、猫ではダニが見つからないことがほとんどですね。

○中村委員 ありがとうございます。

動物病院にダニをくっつけてくる動物がいるんだったら、この委員会で扱うものかど

うかあれですが、そのダニを調べてもいいかなと思っています。

もう一つは、SFTSはタカサゴキララマダニが媒介すると言われていて、結構周辺で増えているんですね。特に栃木の足利赤十字の報告だと、人がもともと好きなダニみたいで、人に食いついて病院を受診するのが結構増えているらしいんですね。

実は都内でも、某区でタカサゴキララマダニにかまれたという事例が2例ぐらいたて続けに起こっていて、そういう意味でダニをモニタリングするのはどうかなと思った次第です。旗振りって捕まえに行くのは大変なんで、何かダニを手に入れる方法があつて、もし動物にくっついてくるのがあればと思って聞いた次第です。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

山に行って旗振りをするのは大変なんですけど、ウイルス研究科のほうで多分しているので、情報を共有していただけるとありがたいんですけども。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科長 ありがとうございます。

今年度4回ほど奥多摩に行かせていただいているんですが、今のところ目ぼしい病原体は検出されていないですね。

○中村委員 タカサゴキララマダニは増えていないですか。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科長 今年度の数だけで見ていたので何とも言えないですが、来年度も一応、続行ということになったので、そこを注意しながら見ていきたいと思います。ありがとうございます。

○貞升座長 SFTSとほかのリケッチア系の検査をしている状況ですけど、SFTSは出ていないという状況だと思います。

犬猫についているマダニの検査というのは、とても直接的なんですけど、多分、環境保健衛生課さんのほうでもなかなかできない状況があります。恐らく山の中というのが共有項ですので、ぜひ、もしそういったのが出たときには、ご相談いただいて、できるのであればやるという形になるうかと思うんですけど。

高藤先生、一つお聞きしたいんですけども、犬猫のマダニというのは、体のどの部位につくことが多いんでしょうか。

○高藤委員 毛が少ないところですね。口の周りだとか、目の周り。あとは耳介、耳たぶのところにつけて見つかることが多いですけども、もしかしたら獣医師が見つけやすい、飼い主が見つけやすいということだけなのかもしれないです。毛をかき分けると、その中にいるかもしれないんですけども。

ただよく見つかる、見つけやすい場所、オーナーさんや獣医師が見つけやすい場所というのは眼瞼、目の周り、耳介、口の周り、口の粘膜のところで見つけやすいですね。

ただ、体のどこにでもつくと思います。

○貞升座長 ありがとうございます。

前に1回、映像を見せていただいたことがあるんですけども、野犬みたいな犬がいて、顔に大きいダニがついているという映像ですごいと思ったので、非常に合点がいきまし

た。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

また、後ほどでも構いませんので、次に参りたいと思います。よろしくお願ひします。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 次に資料7、令和7年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査事業をご覧ください。

こちらの説明は、城南島出張所長の藤澤より説明いたします。

- 動物愛護相談センター城南島出張所長 令和7年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画案についてご説明します。

資料7をご覧ください。

2、調査項目としては、令和6年度に実施した調査を継続して実施したいと考えています。(1) 犬及び猫の寄生虫調査については、調査規模と方法を令和6年度と同様として、経年的に感染状況の把握を行っていく予定です。(2) 犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査につきましても、令和6年度と同様の調査を継続し、検査数を増やして、感染動向の把握を行いたいと思っております。

一番最後の4のところですが、調査結果につきましては動物愛護相談センターの調査研究発表会及び東京都の動物由来感染症検討会に報告して内容を精査した後、都民や動物取扱業者を対象とした普及啓発の材料として活用する予定です。

以上です。

- 貞升座長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に関しまして、ご質問、コメントございますでしょうか。

令和6年度と同様で、SFTSに関しましては少し数を増やすというような形になるうかと思うんですけどもいかがでしょうか。

猫は、ほぼほぼ野外にいたものが多いということなんでしょうか。

- 動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。負傷動物として収容されますので、野外で動けなくなっているところを保護されて、センターに来ることになります。

- 貞升座長 ありがとうございます。

そうすると、センターではSFTSがなかなかいないということは、恐らくある程度、東京都の現状を反映していると考えてもいいんですかね。

- 動物愛護相談センター城南島出張所長 良いと言えるかどうかまではわかりません。

- 貞升座長

委員の皆様はいかがでしょう。よろしいですか。

次、よろしくお願ひします。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 資料8、令和7年度狂犬病調査事業計画についてご説明いたします。

狂犬病の調査につきましては、基本的にこちらも例年と同様に行ってまいります。

(2)の調査対象として資料にあるとおり、犬などと野生動物をA群、B群、C群の3

群に分類した上で（３）の調査規模に応じて検査を実施いたします。

ただ、A群につきましては狂犬病を疑うものになりますので、危険度が非常に高いもの。そのため、その都度、緊急で検査を行うこととしております。

３、調査結果の取扱いですが、実施要領に基づきまして、結果を厚労省のほうに報告をします。また、本検討会でも実施状況のほうを報告させていただきます。

４番の陽性時の対応ですが、狂犬病と確定診断をされた場合は、狂犬病予防法に基づく届出や、報告、また国のガイドラインに準じて積極的疫学調査などを行いまして、清浄化まで対応を行ってまいります。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご意見はございますでしょうか。

来年もまたタヌキという形なんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 野生動物については環境局から提供された検体のうちタヌキ、アライグマ、ハクビシンの３種類を想定しています。来たら次の検体が手に入るかどうか分かりませんので、来たものからやっていくという形で。

たまたま、令和６年度はタヌキ３頭でしたけれども、アライグマ、ハクビシンが来てもやります。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

高藤先生、どうぞ。

○高藤委員 この調査について、野生動物は今、タヌキ３頭ということだったんですけれども、日本と同じような大陸続きでない台湾で約５０年ぶりに、確か２０１３年頃に狂犬病が発見されたと思うんですけど、それってたしかイタチアナグマを一斉調査、大量に調査して見つかったということだったと思うんです。

普通に亡くなった犬や、殺処分された犬で狂犬病が見つかるということはそうないでしょうけれども、野生動物をできることならもっと増やしたほうがいいのではないかなと思うんですけれども。その辺はいかがでしょう。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 徐々に３頭というのも増やしてはいるという途中ではあります。

ただ、どうしても検査の場所ですとか、人員の確保というのが課題となっているところでして、今のところは３頭が限界というところなんです。

過去から今の時点で増やしている傾向にはいますので、余裕ができましたら、ぜひ増やしていきたいなというふうに考えております。

○貞升座長 かなり事務局さんも頑張ってください。

これはあまり知らなかったんですけども、この間、厚労省の方から言われたんですけど、こういう事業をやっているところがとても少ないらしくて、東京都はかなり進んでいるようなところをお聞きしました。その辺いかがですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 もう15年、20年近くやっている事業になりました、全自治体からしてみれば、かなり珍しいほうかなと思っております。

○貞升座長 恐らく野生動物に関しても今後も必要があれば、多分いろいろ考えてくださると思います。貴重な意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

村上先生、どうぞ。

○村上委員 参考までに教えてください。この狂犬病調査のC群の野生動物の有害鳥獣捕獲等という検体を、あまり報告を聞いたことないんですけど、これは実際には非常に少ないということでしょうか。大体、B群のタヌキとか、アライグマだったなど過去の資料を見て思ったんですけど。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 環境局さんをお願いをしている手前、大体B群が多くなってきてしまうのかなというふうに思っております。有害鳥獣は協力をあまり聞いたことがないかなというところですね。

○村上委員 分かりました。

○貞升座長 ちなみに有害鳥獣って、どういうものなんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 有害鳥獣ですと、冬の時期に多いのがシカとイノシシで、増えすぎたものを捕獲するというような形です。

今回、環境局とやっているのは疥癬にかかったタヌキなどを捕獲し、弱っている状態なので、致死処分されたものをそのままいただいているというような形です。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からただいまの検討内容を踏まえていただいて、調査計画の作成をよろしくお願いします。

それでは、事務局からその他の報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ご報告が2点ございます。

一つ目ですが、東京都で以前から普及啓発資材として使用しておりますA4サイズの人と動物との共通感染症パンフレットというのがございます。こちらの概要版としまして、会場に来ていらっしゃる方にはお配りしておりますが、A5サイズのリーフレットを作成しております。

パンフレット版の内容を簡潔にまとめつつ、イラストで感染症予防に大切なことを分かりやすく伝えるリーフレットとなっております。

また、本検討会での審議に基づいて実施しております動物由来感染症の過去の調査結果について、QRコードからアクセスをできるようにして啓発に役立てるようにしております。加えてワンヘルスの考え方についても紹介をしております。

二つ目が、こちらも参考資料4としてデータでお配りしております。環境省が作成している「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザの対応指針」に

ついて改正がありましたので参考までに添付をしております。こちらについては、各区市町村ですとか関係機関、動物愛護相談センター等に周知をしております。

○貞升座長 ありがとうございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

パンフなんですけど、これはどういったところに配られるのでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今後、各種イベントですとか、通常の監視業務、あるいは区市町村のご要望があれば、獣医師会の方でもご要望があれば、こちらはお渡しができますので、それについては私たちにご連絡いただければと思いますのでお願いいたします。

○貞升座長 ぜひ、協力してくださっている販売業者さんとか、獣医師さんとかその辺にも広く活動していただけるといいかなと思いますので、ぜひ、ご検討よろしく願います。

というところで、その他の事項全て含めまして、今までの議論を含めまして、ご質問、コメント、要望等がございますでしょうか。委員の皆様方がいかがでしょうか。

村上先生、どうぞ。

○村上委員 ありがとうございます。

参考資料4を付けていただいたところで少し補足説明いただければと思いました。

以上です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 国からの通知が出ておまして、隔離飼養時等における个人防护具の着脱方法や、簡易検査方法、検体の送付方法について、新しく分かりやすく改定したものを各自治体に周知いただきましたので、私たちから保健所ですとか、あるいは獣医師会の方と、あと動物園にも情報提供をしているというところになります。

○貞升座長 村上先生、よろしいですか。

○村上委員 ありがとうございます。

西多摩管内も動物園がございまして、西多摩地域は鳥インフルの警戒度が高いものですから、例年お話を獣医の先生にさせていただくんですけれども、以前、訪問したときは、その獣医の先生方の検体を取る際のリスクということと、PPEのバランスがなかなか難しいなと感じたものですから、こういった周知は非常に助かると思います。

ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

鳥インフルザに関しましては結構、関東近県でも感染した鳥というのがあるんですけど、都内ではどうもないようですが。数年前には動物園でもありましたので、注意すべき事項かなと思っています。

ほかにかがでしょうか。全て含めましてコメント、ご質問等があればお受けしますけどもいかがですか。よろしいですか。

それでは、議題は以上です。本日は委員の方々から様々なご意見、ご要望が出されま

した。事務局は本日の意見を参考としていただいて、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。

それでは、本日の検討はこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。次回の検討会では本年度の調査結果につきまして確定したまとめ等をご報告させていただきます。

次回の検討会の開催ですが、来年度の7月前後を予定しております。日程につきましてはできるだけ早めに事務局より調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は皆様、どうもありがとうございました。

(午前11時17分 閉会)